

平成27年度 生活困窮者自立支援法等関係予算

(単位:億円)

	事業名 (補助率)	関係予算計	生活困窮者自立支援法関係	改正生活保護法等関係	備考
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4) 被保護者就労支援事業(3/4)	200 (267)	136 (182)	64 (86)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)		
	小計	218 (290)	154 (205)	64 (86)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3) 被保護者就労準備支援事業(2/3)	64 (96)	35 (53)	29 (43)	
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)		
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)		
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	19 (38)		
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	58 (115)		・生活福祉資金貸付事務費 ・ひきこもり対策推進事業 ・日常生活自立支援事業 ・その他(共助の基盤づくり事業含む)
	小計	183 (322)	154 (279)	29 (43)	
合計		400 (612)	308 (484)	93 (129)	

※ 計数は四捨五入による。()書は総事業費。

24

各事業の基本基準額(事業費ベース)

(単位:千円)

人口規模	基本基準額				4事業合計	(参考) 平成26年度生活困窮者 自立促進支援モデル 事業補助基準額
	自立相談	就労準備	家計相談	学習支援		
2万人未満	5,000	5,000	3,000	3,000	16,000	
2万人以上~3万人未満	7,000	6,000	4,000	4,000	21,000	
3万人以上~4万人未満	9,000	7,000	5,000	5,000	26,000	20,000
4万人以上~5.5万人未満	10,600	8,000	7,000	6,000	31,600	(5万人未満)
5.5万人以上~7万人未満	12,500	9,000	8,000	8,000	37,500	(5万人以上)
7万人以上~10万人未満	14,500	11,000	10,000	9,500	45,000	
10万人以上~15万人未満	18,500	14,000	12,000	11,000	55,500	40,000
15万人以上~20万人未満	22,500	17,000	15,000	14,000	68,500	
20万人以上~30万人未満	30,000	20,000	18,000	16,000	84,000	(30万人未満)
30万人以上~40万人未満	38,000	25,000	20,000	18,000	101,000	(30万人以上)
40万人以上~50万人未満	48,000	30,000	23,000	20,000	121,000	60,000
50万人以上~75万人未満	65,000	35,000	28,000	30,000	158,000	(50万人未満)
75万人以上~100万人未満	90,000	40,000	30,000	38,000	198,000	(50万人以上)
100万人以上~200万人未満	140,000	50,000	40,000	50,000	280,000	80,000
200万人以上	190,000	60,000	50,000	65,000	365,000	

※ 基本基準額のほか、一定の要件に応じて加算を行う。

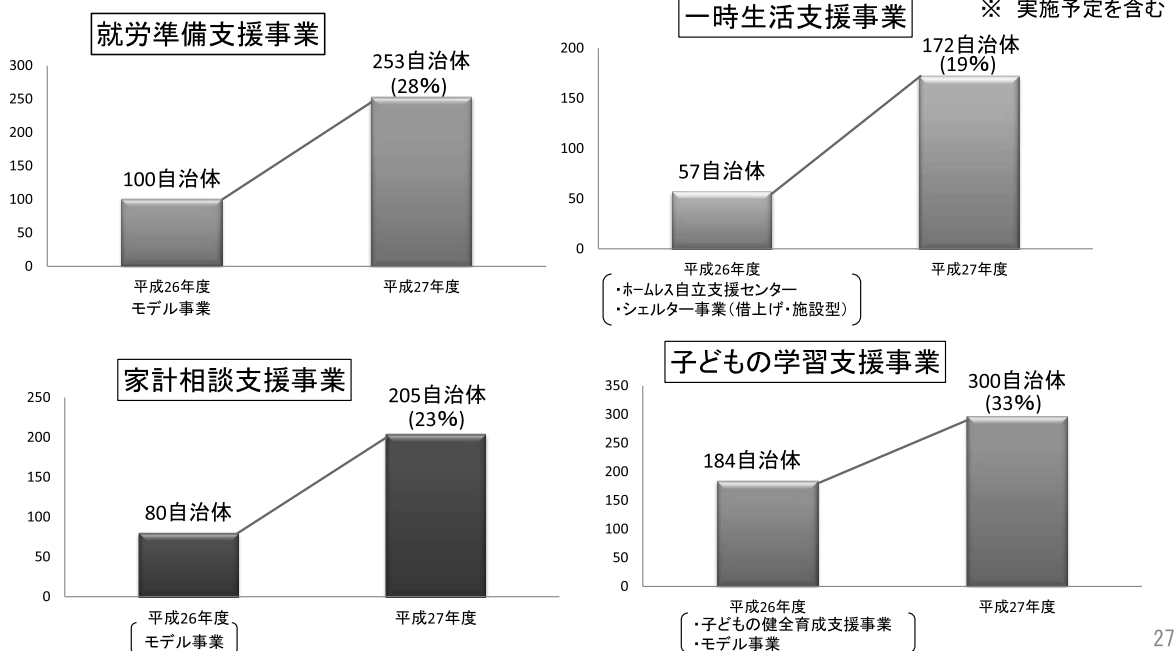
25

4. 生活困窮者自立支援制度の取組状況

生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について

1 任意事業の実施状況

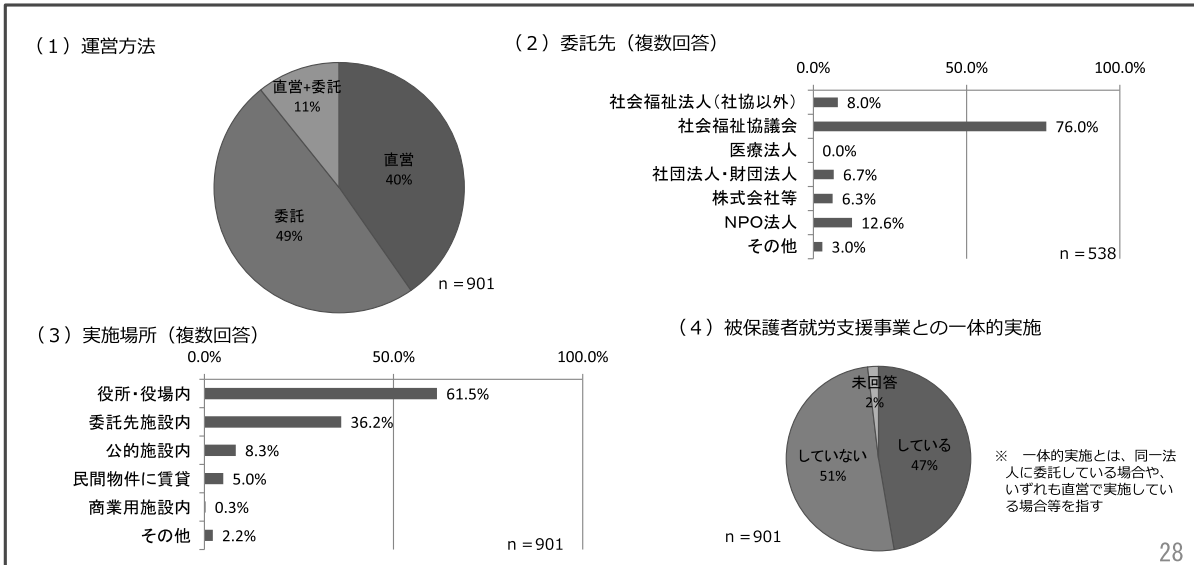
○ 平成27年度の任意事業の実施自治体数は、昨年度までのモデル事業等の実施自治体数と比較して、大幅に増加している。



2 各事業の実施状況

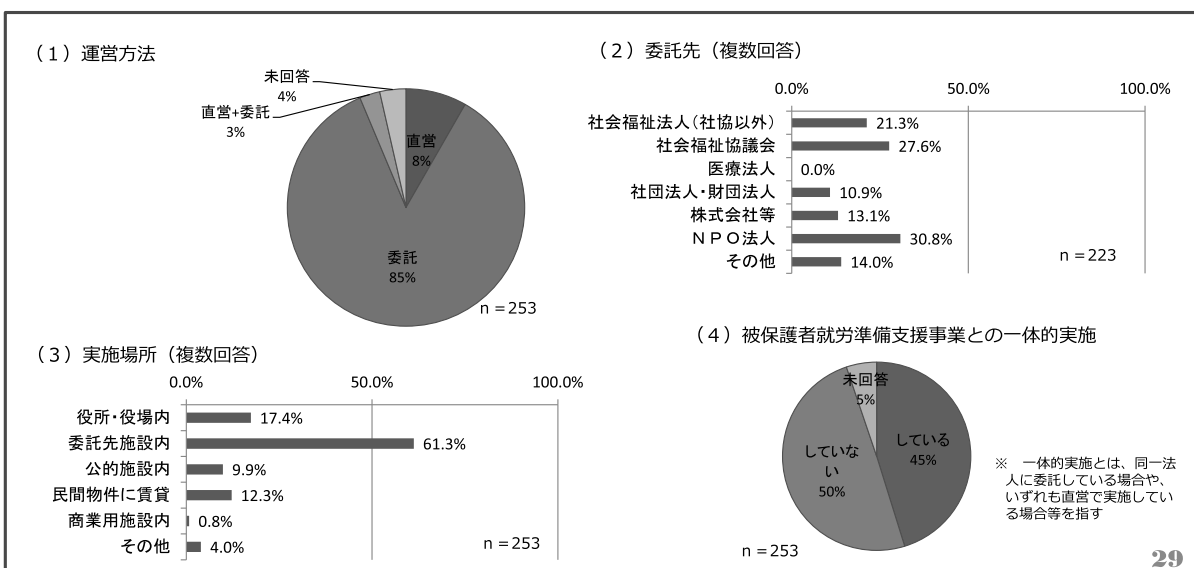
① 自立相談支援事業

- 自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用も含め約6割の自治体が委託で実施しており、委託先は社会福祉協議会が約8割弱と多く、次いでNPO法人や社会福祉法人（社協以外）が1割となっている。
- 事業の実施場所については役所・役場内が約6割、委託先施設内が4割弱となっている。
- 約半数の自治体が被保護者就労支援事業と一体的に実施している。



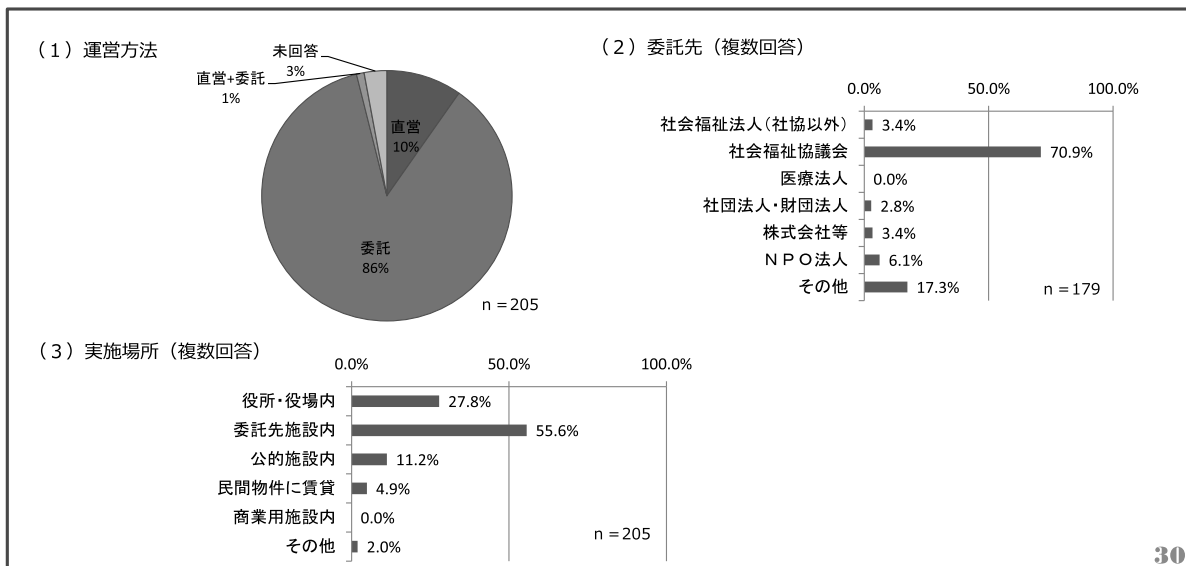
② 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業の運営方法については、9割弱の自治体が委託で実施しており、委託先はNPO法人と社会福祉協議会が約3割と多く、次いで社会福祉法人が2割となっている。
- 事業の実施場所については委託先施設内が約6割となっている。
- 約半数の自治体が被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している。



③ 家計相談支援事業

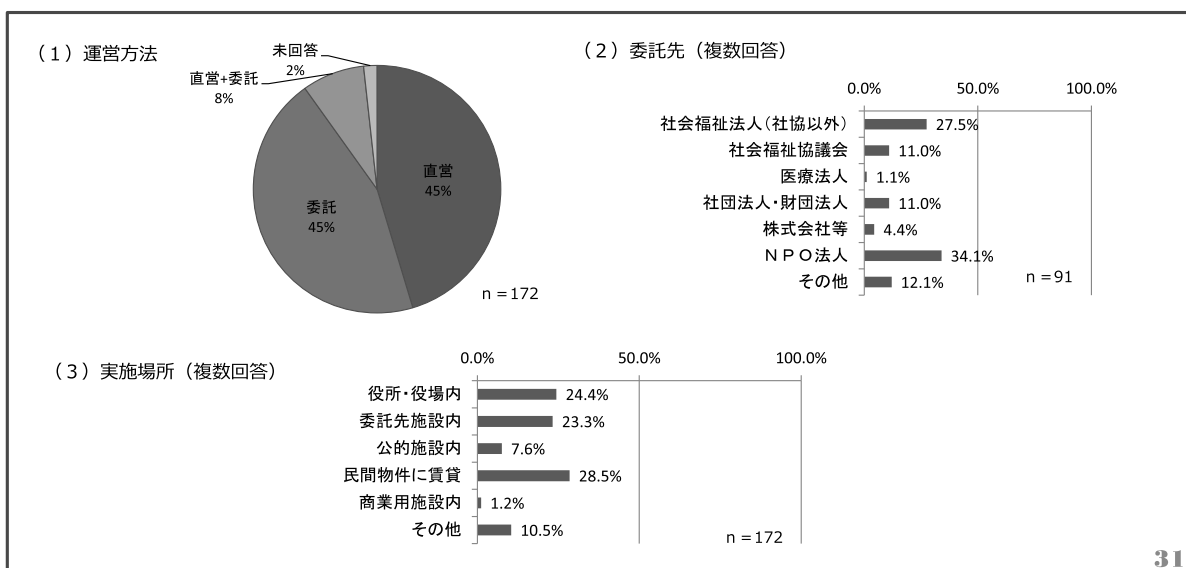
- 家計相談支援事業の運営方法については、約9割の自治体が委託で実施しており、委託先は社会福祉協議会が約7割と最も多い。
- 事業の実施場所については委託先施設内が約6割、次いで役所・役場内が約3割となっている。



30

④ 一時生活支援事業

- 一時生活支援事業の運営方法については、直営が約半数と、他事業と比較すると最も多い。
- 委託先はNPO法人が最も多く、3割を超えており、次いで社会福祉法人（社協以外）が約3割となっている。
- 事業の実施場所については民間物件に賃貸が約3割と最も多く、次いで役所・役場内、委託先施設内となっている。



31